

甲州市での結婚等に伴う新生活を応援します！

◎夫婦等が共に29歳以下
の場合

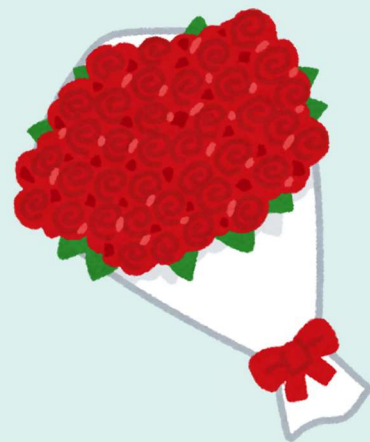
最大60万円

◎夫婦等が共に39歳以下
の場合

最大30万円

結婚等 新生活 支援補助金

【令和8年度】



甲州市では、結婚又はパートナーシップ宣誓（「結婚等」という。）を機に甲州市で新生活を開始する世帯を対象に、経済的不安を軽減できるよう、結婚等に伴う費用（住宅取得費用、住宅賃借費用、リフォーム費用及び引越費用）の一部について予算の範囲内で補助します。

補助対象世帯

- ◆ 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に入籍した夫婦等
- ◆ 結婚等の日における夫婦等の年齢がいずれも39歳以下であること。
- ◆ 夫婦等の合計所得額が500万円未満であること。
- ◆ 夫婦等の双方又は一方が5年以上継続して本市に居住する意思があること。
- ◆ 夫婦等のいずれも、市税等に滞納がないこと。
- ◆ 夫婦等のいずれも、本市又は他の自治体を実施する地域少子化対策重点推進交付金に基づく結婚新生活支援事業に係る補助金その他の公的制度による住宅に係る補助等を受けていないこと。
- ◆ 補助金交付申請日までに夫婦等の双方又は一方の住民票の住所が補助対象住宅の住所にあること。
- ◆ 夫婦等が、補助金申請までに次のいずれかの取組を受講又は実施していること。
 - ライフデザイン支援講座の受講
 - プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - 医療機関又は保健師への妊娠・又は出産に関する相談
 - 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

補助対象経費



※補助対象世帯になるかは、裏面のフローチャートで確認！

補助金の対象となる経費は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った住宅取得費用、住宅賃借費用、リフォーム費用及び引越費用の合算額とする。（夫婦等が、その勤務先等からこれらの費用に関する住宅手当、引越費用にかかる補助金その他これらに類する手当等を受けている場合は、その額を控除した額）



申請期限

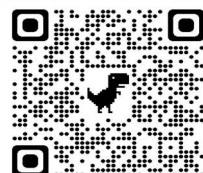
令和9年3月31日（水）まで

※予算の上限に達した時点で受付を終了する場合がありますので、申請される方はお早めにお問い合わせください。

お問い合わせ

甲州市役所
政策秘書課 地方創生担当
☎0553-32-5037

詳細は
市HPから



補助対象世帯判定フローチャート

甲州市ってどんなところ？
甲州市の魅力については、甲州市移住支援ポータルサイト
「甲州らいふ」をチェック！



START

婚姻日・パートナーシップ（甲州市又は山梨県）登録日は令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間ですか？

【婚姻日等】令和__年__月__日

はい

いいえ

婚姻日・パートナーシップ（甲州市又は山梨県）登録日の年齢は、お二人とも39歳以下ですか？

【婚姻日等の年齢】

Aさん：__歳、Bさん：__歳

はい

いいえ

お二人のうち、令和7年中（R7.1.1～R7.12.31）に貸与型奨学金を返済した方はいますか？

【令和7年中の返済額】

Aさん：_____円
+ Bさん：_____円
= _____円②

はい

いいえ

令和7年中（R7.1.1～R7.12.31）お二人の所得の合計金額は500万円未満ですか？

【令和7年中の合計所得金額】

Aさん：_____円
+ Bさん：_____円
= _____円① < 500万円

はい

いいえ

お二人の合計所得金額から、令和7年中（R7.1.1～R7.12.31）の奨学金返済額を差し引くと、500万円未満ですか？

【再計算額】

①：_____円
- ②：_____円
= _____円 < 500万円

はい

いいえ

以下全てに該当しますか？

- 補助金の申請を行う日からお二人の双方又は一方が5年以上継続して甲州市内に居住する意思がある
- お二人とも市税等に滞納がない
- お二人とも、過去にこの制度と同様の補助金その他の公的制度による住宅に係る補助等を受けていない
- 補助金の申請を行う日において、お二人の双方又は一方の住民票の住所が補助対象住宅の住所にある

【住民登録（予定）日】Aさん：__年__月__日、Bさん：__年__月__日

はい

いいえ

対象となる可能性があります。

申請を希望する方は、市HPをご確認いただき、必要書類をご用意の上、政策秘書課窓口または郵送でご提出ください。

詳細及び申請様式
はこちらから



申請期限

令和9年3月31日（水）まで

※予算の上限に達した時点で受付を終了する場合がありますので、申請される方はお早めにお問い合わせください。

お問い合わせ・申請書類提出先

404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

甲州市役所 政策秘書課 地方創生担当

☎0553-32-5037